

訪問リハビリテーション及び

介護予防訪問リハビリテーションの運営規定

1 事業者概要

事業者名称	岩美町国民健康保険岩美病院
主たる事務所の所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1029番地2
法人種別	町立病院
代表者名	病院長 吉田 泰之
電話番号	(0857) 73-1421
FAX 番号	(0857) 73-0028

介護保険法令に基づき鳥取県知事から指定を受けている事業者名称	岩美町国民健康保険岩美病院
介護保険法令に基づき鳥取県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問リハビリテーションサービス
(承認番号)	第 3111110262 号
事業所の所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1029番地2
電話番号	(0857) 73-1421
FAX 番号	(0857) 73-0028

2 事業の対象者となるもの

予防給付受給者と介護給付受給者の両者とも訪問リハビリテーションサービスを受けることができます。(予防給付受給者とは要支援1及び2に該当するものをさします)

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	岩美町国民健康保険岩美病院が行う訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」といいます。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問リハビリテーションの職員(以下「療法士」といいます。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた者に対し、適切な訪問リハビリテーションを提
-------	---

	供することを目的とする。
運営方針	療法士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 又、事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスの提供に努めるものとする。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の職員の職種	職員の人数
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、振替休日及び年末年始を除く）
営業時間	8：30～17：15

6 サービスの概要

サービスは、理学療法士等が利用者又は家族と話し合いながら、かかりつけの医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画を立ててすすめていきます。尚、主なサービスの内容は下記のものであり、各療法士が必要に応じ適宜施行します。

- (1) 関節可動域運動
- (2) 筋力維持・増強運動
- (3) 歩行練習・起居動作練習
- (4) 日常生活動作練習
- (5) 嚥下練習
- (6) 呼吸リハビリ（排痰含む）
- (7) ご家族への指導（家庭でできる運動、日常生活動作の介助法などについて）
- (8) 車椅子・補助具に関する指導
- (9) 福祉用具・住宅改修に関するアドバイス

7 サービス提供時間

訪問リハビリテーションに要するサービス提供時間は、原則として一回につき20分以上とさせていただきます。

8 利用料金

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用料の負担割合に応じた額とする。利用料の額は、別紙料金規定による。

9 虐待の防止について

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 病院長
- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 その他運営に関する重要事項

(1) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態等が生じた場合は、主治医、ご家族または緊急連絡先、居宅介護支援事業者等へ連絡する等の必要な措置をいたします。

(2) 秘密保持

事業者およびサービス従業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者またはそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはそのご家族の個人情報を用いません。

(3) 賠償責任

事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により利用者に対して賠償すべき事故等（生命・身体・財産等の損害）が発生した場合、速やかに損害賠償を行ないます。

事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、

利用者に関わる居宅介護支援専門員等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

(4) 本書面に定めてない事項

この規定に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定めます。

1 1 相談・苦情処理

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。（別紙参照）

附則

この規定は、平成18年1月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。